

## 参考資料

---

2025年6月27日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## 主なご意見

- 事務局提案に賛成。
- 時価総額3兆円以上の企業群のみならず、時価総額1兆円以上・5,000億円以上の企業群についても、適用開始時期を明確にすべき。
- 適用時期が不明確なままでは、企業においても準備作業への着手が遅れ、結果として制度の円滑な導入が困難となることが懸念される。従来どおりの適用時期を示したうえで、変更が必要な事象が生じた場合には、その時点で再検討すべき。
- 日本の資本市場の評価向上の観点からは、少なくとも時価総額1兆円以上の企業までは、ロードマップに示された時期に適用を開始し、1兆円未満5,000億円以上の企業についてのみ、引き続き柔軟に対応することで良いのではないか。
- 時価総額1兆円以上・5,000億円以上の企業群について、今の状況を踏まえると、事務局案が一番現実的な書きぶりだとは思いますが、準備が進まないのは確かであるため、年内ぐらいをめどに決めるのが一番良いのではないか。
- 時価総額1兆円以上の企業への適用時期を早い段階で明確化することで、いつISSB基準の完全な導入を目指すのかロードマップに明示するなどにより、共通認識を持っていただくことよいのではないか。
- プライム全企業適用の時期である203X年についても、明示したほうが、全企業の準備を促進するという意味でよいのではないか。
- 見積りでの実務上の工夫の仕方によって、実際に必要になる期間は大分変わってくるかと思う。また、どういう情報が投資家に必要で、それが企業にとってどう有用なのかというところを踏まえた上で開示すべき事項を定める必要。そういった点を踏まえて、適用のタイミングを決めていくことが良いのではないか。
- なるべく早いタイミングで法令改正が行われることを望む。その後の法令改正、公布等のスケジュールも、大まかな目安でも示してもらえると、実務としては対応しやすいのではないか。

# 第7回会議(2025年6月5日開催)でのご意見:ロードマップ(二段階開示)

## 主なご意見

- 二段階開示の適用期間を2年間とすることについて賛同。
- 利用者にとって、同時開示は非常に重要。二段階開示の適用時期がSSBJ基準の適用開始から2年間に限定されるのであれば賛同するが、これ以上長くならないように検討いただきたい。
- 二段階開示については、ISSB基準と同等性を確保したいところだが、保証の導入初年度まで適用することができるようにという考え方も理解。ISSB基準の完全な導入が1年遅れることが懸念されるが、金融庁に頑張ってもらい、同等性への理解を国際的にも勝ち取るということや、企業の対応にも期待したい。よって、制度として、二段階開示の適用期間をSSBJ基準の適用開始から2年間とする案は許容範囲。
- 財務諸表とサステナビリティ関連財務情報のつながりの重要性を考えると、同時開示を原則とすべき。実務の対応状況と併せて考慮する余地があり、また、もし有価証券報告書の提出時期を延長する場合には経過措置の延長が不要になる可能性もあるので、提出期限の延長の方向性を固めた上で検討する必要があるのではないかと。また、同時開示の実現のために何がネックかを精査し、施策を検討する余地もある。これらも踏まえて確定すべき。
- 二段階開示の適用期間が少し長めの印象が若干あり、財務情報とのコネクティビティを踏まえると、本来であれば保証のタイミングから同時報告を実現するということが望ましいのではないかと。
- 二段階開示は非常に特別な措置と理解。二段階開示の期間を永遠に延ばすと、日本の資本市場がISSB基準と同等の基準を適用している資本市場と認識されることが永遠になくなるため、やはり、限定的な処置とすべき。
- 財務情報と非財務情報の同時的な開示を可能とするためのデータ管理のプラットフォームの開発がグローバルで急速に進んでいる状況を踏まえると、日本企業が後手に回らないためにも、示されたロードマップの期間において、同時開示に向けて取り組んでいく必要がある。
- 情報利用者の方の必要性があるため断言はできないが、実際にやってみて、二段階開示を続けた方が良いとなったときは、2年に拘泥しなくてもよいのではないかと。
- 株主総会の後倒しには、株主名簿の確定に係るコスト増や、取締役の人事などの重要な意思決定が遅れるといったマイナス影響等の観点で、慎重な検討が必要になることも事実。米国の開示案を参考に、二段階開示を2年間だけの経過措置ではなくて、基本的な取扱いをするということも検討する価値があるのではないかと。また、見積値を計算し、その後に確定値を計算するためには、相応の時間もかかるが、二段階開示には、この課題を解消するメリットがある。

## 主なご意見

- 検討の方向性について、もう少し明確にしても良いのではないかと。
- 有価証券報告書の提出期限の延長については、非常に慎重な議論が必要。
- 財務情報とサステナビリティ情報との同時開示と有価証券報告書の株主総会前開示を両立させるために、株主総会前開示を行う企業には会社法上の開示を不要とする法改正を行うことや、第1クォーターの決算短信の取扱い等も併せて議論する必要があるのではないかと。
- 仮に有価証券報告書の提出時期が期末から4か月となった場合に、四半期開示が要るのかどうかという点について、四半期報告制度の見直しは、法定開示と適時開示との重複を避けるため、取引所の方で開示するという事になっただけのことであり、四半期開示の有用性が低いというような整理はしていないと認識。仮にそこについて議論する場合には、かなり慎重な議論を要する。
- 有価証券報告書の提出期限の延長について、株主総会前の有価証券報告書の提出を促す要請と明らかに矛盾しており、市場を混乱させるものではないかと。この点、リソースの確保が難しいという声を聴くので、有価証券報告書やその他の制度開示の簡略化も含めて検討する必要がある。そして、有価証券報告書の開示をできる限り早い時期に実現するべく議論していくべきではないかと。
- 株主総会前の有価証券報告書の提出に関する大臣要請との関係性の整理をお願いしたい。
- 事業報告と有価証券報告書の開示の2つの作業があるということが、非常に作業を難しくしているとの意見が多いと感じる。当面はお示しいただいた見積りの対応や二段階開示でのしぎながらも、抜本的には、事業報告と有価証券報告書の一体開示の実現が極めて重要になると思料。

## 主なご意見

### <保証>

- 当初の2年間の保証にScope3は入っていないが、ガバナンスとリスクの保証において、Scope3への対応の妥当性について検証していただくことが有効ではないか。
- 財務諸表監査の観点からいうと、その他の記載内容に関する通読、検討の手續と保証との関係の整理の必要がある。
- 基本的には全てに関して保証していくことが最終的なゴールとしては望ましく、その上での経過措置として保証範囲を限定していると理解。そういう意味では、まずは3年目から開示情報全てを保証対象とするということを前提とし、難しいところがあれば、その点については、また検討するという形も考えられるのではないか。特に欧州では全ての開示情報について限定的保証が実施されており、しかも一定の期間に終了しているという実務が見られていることから、改めて一考の余地があるのではないか。
- 保証の範囲については、ぜひ諸外国の動向を含めて、実務の現状も踏まえた上での柔軟な検討をお願いしたい。また、欧州の大陸側だけでなく、大きなマーケットのあるイギリスやアメリカの動向の分析や当局とのすり合わせ等々も今後お願いしたい。
- 保証水準を限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないと明記いただいたことを高く評価。
- なぜ保証が必要なのかという、保証の本質的なところを忘れないように議論を進めたい。

### <全般>

- 規制対応の目線中心で物事を捉えており、本来の意味でのコネクティビティや機会(オポチュニティ)という意識が薄いのではないか。Scope3を把握することは、自社の調達や物流のプロセスを見直す、または、ビジネスモデルそのものを見直す機会になる。開示の負担・コストというふうに捉えることは、全くそのようなビジネスの戦略的な観点が欠けている。
- 時価総額3兆円以上の大きな会社はあまり問題ないが、企業の規模が小さくなるとリソースの制約も考慮しなければならないと思う。開示すること自体が目的となってしまう、何のための開示かということがどこかに行ってしまうと、この制度の本来の意味がなくなってしまうのではないか。

### 主なご意見

- 見積りによる方法や重要性基準の設定方法など、大変参考になった。今後もCSRDでの取組事例などを紹介いただくと、投資家、企業の双方にとって大変有益だと思うのでお願いしたい。
- 欧州企業の開示例は、開示タイミングや効率性を踏まえ、機関決定された重要性に基づくデータ集計など、様々な点で参考になると思うため、今後もこうした点について本WGで理解を深めていくような運営をお願いしたい。
- 最終的な開示の結果に至るまでの保証側と企業側の実際の手続や具体的な対応、合意形成方法なども、実務の観点から大変参考になるので、その分析をお願いしたい。
- 株主に提供するサステナビリティ情報を充実させていきたいという意欲は、企業規模にかかわらず高まってきており、多くの企業の開示担当者が、本WGに関心を持っている。トップ企業だけでなく、中堅どころの企業の開示例なども積極的にご提供いただくと良いのではないか。
- 開示情報はあくまでもSSBJ基準に従ったものになると理解しており、必ずしもこの欧州の事例が全ての企業に当てはまるものではないと思っている。この参考情報の利用の仕方として、最終的な開示情報をどのように作成するかについては、あくまで各企業が判断する必要があるということを改めて留意いただきたい。
- 欧州のサステナビリティ情報開示がマーケットでどのように受け止められたのか、投資家がどういう評価をしたのかはとても重要。メリットを明確にすることは企業側として自ら開示をしていくインセンティブになり、そもそもサステナビリティ情報開示の制度がどうあるべきかにつながる。

## 第7回会議(2025年6月5日開催)でのご意見:見積りの更新①

### 主なご意見

- 事務局案に賛成。
- 見積りの更新を任意で行うことについては、あくまで見積り変更に関する情報に重要性がある場合に行うものであるということが、開示を行う企業にも保証を提供する者にもしっかり理解されるようにすべきであり、情報を更新するための制度的枠組についても、それを前提として検討すべき。
- 「見積りの変更に関する情報に重要性があり」という部分は、例えば「見積り情報の更新に重要性があり」との文言にすることで、不要な誤解が生じずに済む。
- 開示媒体は、開示書類の性格や公表の期限、位置づけなどの差異について十分に意識をした上で決定するのが良いのではないか。
- 期中に見積り情報を更新したい場合には、任意で半期報告書又は臨時報告書に記載することとし、重要な誤謬が発覚した場合にのみ訂正報告書を提出するという取扱いがシンプルでよいのではないか。
- 半期報告書で開示するという方法が良いのではないか。任意開示である統合報告書において、確定値が8・9月に出ている場合がある一方、法定開示の資料では翌年まで出ないというのは、少し気持ちが悪いため、定期報告で出てくるという期待を持たせることが良いのではないか。また、かなり大幅な訂正である場合には、東証の適時開示に則り、タイムリーにアップデートする必要があるのではないか。
- 半期報告書における開示というのが一番現実的。一方で、年度末から起きた重要な変動を記載するという半期報告書のコンセプトには合わないのではないか。そういった意味で少しどうなのかとは思いますが、データベンダーと連携をして、ここに載ればベンダーがデータを利用されるようにするといった整備をしていただければ良いのではないか。
- 制度的枠組としては、半期報告書が想定されるように思われるが、CO2の排出係数など、国によっては半期報告書提出期限より後になって判明するというケースもあることから、半期報告書でアップデートするかどうかはあくまで任意とし、企業の実情に応じて、翌年度の有価証券報告書における比較情報の更新という方法も選択できるような制度とすべき。重要性がない情報のアップデートをあまり法規制で縛り過ぎない方がいいのではないか。
- 見積りが適切な場合でも、確定値と見積りの差が大きく、重要な情報と考える場合には任意で開示をお願いしたい。情報をアップデートする媒体としては、半期報告書が適切ではないか。また、半期報告書に間に合わない場合は、任意で適時開示などによって開示をお願いしたい。

## 第7回会議(2025年6月5日開催)でのご意見:見積りの更新②

### 主なご意見

- 企業が自発的に情報を更新する場合、その開示媒体として臨時報告書を含む開示を活用することも一案ではないか。
- 発行体としては、臨時報告書を出すと、東証の適時開示がついてきて、米国市場に上場している会社は、それを米国市場にもファイリングするという形で、ほかの開示と連携している。過年度の情報の更新が取引所開示までトリガーされるということについては、少し慎重に考えていく必要があるのではないか。
- 今回の議論に限らず、臨時報告書制度というものを少し緩やかに、もう少し今より広げる形で使えるような制度とすることを考えていくことは、意味があるのではないか。
- アメリカなどでは、訂正報告書を頻繁に出すケースもあるようであり、訂正報告書の任意提出による方法というのは重要な選択肢になるのではないか。
- あえて制度的な枠組を設けずとも、企業側の任意の判断によって、ウェブサイトや統合報告書などで適切な説明を加えて確定値を公表することでも足りるのではないか。
- 見積りの更新があった際の速報性を重視する意味では重要な取組と思うが、任意での開示のために制度的枠組を検討していく必要があるか少し疑問。企業側の負担が生じてくるのではないかとも思うので、もう少し具体的な事例も踏まえながら、慎重に検討するのが良いのではないか。
- 「訂正」や「更新」なども含む細かな用語の使い方についても整理していただくと良いのではないか。
- 見積り情報を更新する制度的枠組が、どのような形になるのか早い段階で分かるとありがたい。
- 多くの見積りが含まれ得るサステナビリティ情報と、確定値を前提とする財務情報とでは、修正後発に該当する重要性の判断基準は異なってしかるべきではないか。サステナビリティ情報においては修正後発に該当するケースは限定的と考えられるといったようなガイダンスを示すことも一案でないか。
- 過年度数値を更新に保証の出し直しということが必要となると、現場の負担は相当になると思われるので、保証の出し直しを要求されるのが訂正報告を出す場合に限定されて、半期報告書や有価証券報告書で過年度数値を更新する場合には再度の保証は不要ということを明確にすべき。
- 制度導入の当初の段階では、あまり厳格な話にならないように、重要性がある場合であっても、無い場合であっても、最初の保証を出した後にもう一回保証が必要という話にならないようなことを、はっきりと打ち出してしまった方がよいのではないか。

## 主なご意見

- 事務局提案に賛成。
- SSBJ基準の適用状況等について、強制適用、早期適用、任意適用のいずれなのか有価証券報告書に明記することで、利用者の理解に資するような制度を整備していただきたい。
- 作成者が、SSBJ基準の一部の条項を特定する形で、これを参照した開示をしている旨のみを言及した場合には、基準の適用状況について、利用者の誤解を招くおそれもある。開示に当たっての作成方針、例えば対象企業の範囲、報告対象期間、指標等の基準等について説明を推奨するなど検討いただきたい。
- 用語の整理、定義の明確化、その共有についても進めていただきたい。
- 「任意開示」が、基準上の任意開示と同じであるのか、異なるのか、作成者である企業が悩むかもしれない。同時開示については作成者の関心が非常に高いところであり、任意適用・任意開示を促進するという観点からも、明確になるとよいのではないか。
- 強制適用企業が一部の企業であっても、バリューチェーンに連なる企業からの情報の入手可能性や信頼性を高めるためにも、任意適用や任意開示が促進されること、そして、開示を通して企業やビジネスが、適用対象企業だけではなく、全体としてサステナブルな方向に変革していくことを支援する制度であることが望ましい。
- 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用と、任意開示書類におけるSSBJ基準の適用は分けて整理した方が、英語にしたときにも伝わりやすいのではないか。
- 適用義務化以降2年目までに経過措置として認められる二段階開示をした場合というのは、この表でいうところの任意開示に該当するのか、それとも強制適用に該当するのかを整理していただきたい。
- 有価証券報告書で統合報告書の開示を参照した場合、その部分は金商法の罰則等の対象になる可能性があるということに注意が必要であり、慎重な対応が求められる。併せて、過去のワーキング・グループでも議論されていた虚偽記載に対する罰則とセーフハーバー・ルールについても議論が進展することを期待。
- 「保証」という言葉は債務の保証で使う保証、それから「保証会社」などという形で有価証券報告書などでも使われている言葉でもあり、このサステナビリティ開示に関するアシュアランスについて、同じ「保証」という用語を使い続けてよいのかどうか少し懸念。